

22/4/22 名古屋市個人情報保護審議会

13:30 開始

13:35 入室

委員長：事務局から

事務局：議題1 緑色のファイルを見て

令和4年1月～3月 当審議会における審議の概要

市としての対応検討 提案事項として示している

5月審議会で答申示したい

現状 方向性が示されているもの

論点となっている 事務局で確認中 方向性が示せていない

5月審議会であらためて意見を伺いたい

当審議会における審議の方向性

矢印の3つ 安定的に運用されてきた

現状の条例の趣旨を可能な限り維持すべき

答申の前段で示したい

1月～3月審議会における意見の概要

今後答申に記載していく

・答申については記載予定がない

死者 国からの情報を注視したい

ばらつかないように

確認次第内容の修正をしたい

遺族への開示制度 市でも意見 検討中

ファイル簿 1000人未満についてどうするか

公表しない？

事務効率も考慮して適切な対応を検討すべき

取得・利用・提供の制限について

新法 意見聴取が許容されなくなる

審議会に事後報告で透明性を確保すべき

具体的内容の検討をしている

電気計算機処理 ①②③

審議会の意見が聞ける場がある余地を残すべき

「審議会のあり方」不定期 新たな観点

開示決定等の期限

新法は 30 日以内 結論としては現行どおり
費用負担 無料
訂正請求 明らかに特定されていれば前置を撤廃
匿名加工情報 手数料、提案内容
識別情報
提案内容は一定程度公表すべき
法の趣旨を損なわないように
審議会における審議事項について
5 月に答申案を公表したい

委員長：事務局で大まかまとめた
なにかご意見は
ガイドラインはできたか

事務局：4 月 20 日がガイドライン示された
精査中

委員長：ガイドラインは出す？

事務局：法の施行 令和 5 年 4 月 1 日施行決定

川上：論点として詰め切れていない
結局は 4 月 5 月答申書案
7 月までに仕上げる

事務局：5 月に答申案を示す

委員長：ご議論いただいたところは踏まえている
原案を作っていただいて先生方にご議論いただく
資料 議事録 確認いただいた
なにもなければ確定

事務局：参考につけた
趣旨が違えば修正する

委員長：議事録は公開 確認いただいていつまで

事務局：具体的な期限決めていない

答申を出すまで 5月19日の前の週までに

委員長：もし違えば

原案が出てから ガイドラインが出てから

あらためてご審議いただけたら

今日のところは

22/4/22 名古屋市個人情報保護審議会

事務局：主査から説明があった

国から待ちに待ったガイドラインが出、昨日の夕方キャッチした。

本日の審議資料に反映したかった。

読み込み足りない。

大きく変わったところ なかなか私たちが求めているところや

同じ方向を向いているようなものでもない。

今後政令ガイドライン以外も他都市も参考にしたい。

5月6月で

7月答申に間に合わせるには大方決めないと

一部確定できないものも

ご意見を賜ったり場面もある よろしく

委員長：次回以降の予定

事務局：5月19日（木）次回

答申案（案）を示す

6月 審議して7月答申を目指す

条例改正の議論は上記

傍聴人は以上 ご退席を

13:54